

番号:160092

国名:ホンジュラス

担当:ホンジュラス事務所

案件名:地方開発のための自治体能力強化プロジェクト終了時評価調査(評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1)担当業務:評価分析
- (2)格付:3号~4号
- (3)業務の種類:調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1)全体期間: 2016年4月下旬から2016年6月下旬まで
- (2)業務M/M: 国内 0.50M/M 現地 0.70M/M 合計1.20M/M
- (3)業務日数: 準備期間 現地業務期間 整理期間  
5日 21日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1)簡易プロポーザル提出部数:1部
- (2)見積書提出部数:1部
- (3)提出期限: 4月6日(12時まで)
- (4)提出方法: 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/20150618.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html))をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1)業務の実施方針等:
    - ①業務実施の基本方針 8点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
  - (2)業務従事予定者の経験能力等:
    - ①類似業務の経験 45点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
    - ③語学力 18点
    - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国/類似地域	ホンジュラス/途上国
語学の種類	英語もしくはスペイン語

5. 条件等

- (1)参加資格のない社等:特になし。
- (2)必要予防接種:なし

## 6. 業務の背景

近年、ホンジュラスでは、地方分権を通じた地域開発を促進している。ホンジュラスの地方分権化は、1990年10月に施行された「地方自治体法」によって推進され、2004年には市に地域社会開発事業の計画・実施・管理を委任する「プロジェクトサイクル地方委任事業(DOCP)」が開始された。しかし、ホンジュラスの市のほとんどは組織や人材面で脆弱な小規模な自治体であり、行政能力が低いいため、分権化に伴って委譲される権限や資金を地域開発に十分に活かしてきていない。

これまで中央政府等が担ってきた多くの地域開発事業の内、特に学校増改築、保健所建設、給水、農村電化、住宅改善、簡易トイレ、小橋梁、農道補修をはじめとする小規模インフラ事業をそれぞれの市が実施を担うことになった。

そのために必要な予算が中央から市へ配分される中で、JICAは2006年9月から2010年10月まで「西部地域・開発能力強化プロジェクト」(以下、FOCAL1)を「ホンジュラス西部地域にある10市を対象として実施した。FOCAL1では、市が中央から移転される交付金などの資金を適正な形で活用し、地域住民のニーズに即した行政サービス提供を円滑に実施できるための計画や実施の手法(以下、FOCALプロセス)を開発し、対象市でその手法を試験的に実施した。その技術支援の中核的な受け皿かつ知見・知識の核となったのが、対象10市が構成市となっているマンコムニダ(市連合会)であるイギート市連合会であり、FOCAL1は、構成市への持続的な技術支援を提供するイギート市連合会の組織や人材の能力強化を支援してきた。

FOCAL プロセスは地方開発のための地方分権化の推進と市の能力強化を進めるための有効な手段として「ホンジュラス政府に高く評価され、FOCAL プロセスを全国的に展開するために、現在、第2フェーズとなる「地方開発のための自治体能力強化プロジェクト(以下、FOCAL2)」を人権・司法・内務・地方分権省をC/P 機関として2011年10月から2016年11月までの予定で実施中である。FOCAL2 実施期間中においては長期専門家2名(チーフアドバイザー/地方行政及び業務調整/コミュニティ開発促進支援)を派遣しているほか、2011年～15年度までに4分野延べ8名の短期専門家(1. 生活改善/村落開発、2. 能力開発/評価、3. 研修計画/モニタリング強化、4. 公共事業管理)が派遣された。本プロジェクトではFOCAL プロセスをマンコムニダ(以下、MC)を通じて各市に普及し、各構成市に対するMCの技術サービス提供体制を整備、強化して、市の人材育成と組織の能力強化を行なうこと、そして住民参加のもと、市自らが、地域開発の諸事業を持続的かつ自立的に計画・実施できるようにすることを目指している。

FOCAL プロセスは1)住民参加型センサス統計調査(市、コミュニティの人口動態、居住環境、社会経済に関する家計、世帯調査実施とベースライン指標作成)2)コミュニティ開発計画(PDC)の策定3)市開発計画(PDM)及び多年度、年次投資計画(PIMP と PIMA)4)小規模開発事業の形成、実施及び運営、維持管理の4つのステップで構成されており、様々なレベル(中央、NGO、MC、市、コミュニティ)の関係者を対象として、1)から4)のそれぞれの項目に関し、各種研修(導入研修、補完・中間研修、指導者研修等)を実施している。

現在(2015年12月時点)まで、30のMC、129市で住民センサス調査を終え、次ステップのPDCの策定について25MCの85市が合計1,975のPDCの策定を終えている。市開発計画については、20MCの65市で作成を終えている。

プロジェクト開始後4年半を経た終了時点として実施する今回の終了時評価調査は、人権・司法・統治・地方分権化省と合同で本プロジェクトのこれまでの投入、各活動とその結果を確認し、成果指標及び目標の達成度の現状を整理・分析する。その結果を踏まえ、プロジェクトの残り期間の課題及び持続性確保のための方向性について確認し、合同評価報告書に取りまとめ、合同調整委員会(JCC)で合意することを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、「新 JICA 事業評価ガイドライン第1版」に沿って、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1)国内準備期間(2016年4月下旬～5月中旬)

- ①既存の文献、報告書等(事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド(案)(和文・西文)を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P 機関、その他ホンジュラス側関係機関、他ドナー等)に対する質問票(英文・西文)を作成する。
- ④対処方針会議等に参加する。

## (2)現地派遣期間(2016年5月中旬～6月上旬)

- ①JICA ホンジュラス事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、「新 JICA 事業評価ガイドライン第1版」に基づいた評価手法について説明を行う。
- ③ホンジュラス側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びホンジュラス側 C/P 等とともに評価5項目の観点から評価を行い、評価報告書(案)(西文)の取りまとめを行う。
- ⑥調査結果や他団員及びホンジュラス側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案(和文・西文)の取りまとめに協力する。
- ⑦評価報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑧協議議事録(M/M)(英文・西文)の作成に協力する。
- ⑨現地調査結果の JICA ホンジュラス事務所等への報告に参加する。

## (3)帰国後整理期間(2016年6月中旬～6月下旬)

- ①評価調査結果要約表(案)(和文・西文)を作成する。
- ②帰国報告会に出席する。
- ③終了時評価調査報告書(和文)について、担当分野のドラフトを作成する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(1)～(3)のすべてとする。

- (1)評価報告書(案)(西文)
- (2)担当分野に係る終了時評価調査報告書(案)(和文)
- (3)評価調査結果要約表(案)(和文・西文)

上記(1)～(3)については、電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

### (1)航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、成田⇒ヒューストンまたはアトランタ⇒テグシガルパ⇒ヒューストンまたはアトランタ⇒成田を標準とします。

### (2)直接人件費

直接人件費は、2016年度単価を上限とします。

<http://www.jica.go.jp/announce/information/20160209.html>

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2016年5月15日～2016年6月2日を予定しています。  
本業務従事者は、当機構の調査団員に2週間先行して現地調査を開始します。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括(JICA)
- イ) 協力企画(JICA)
- ウ) 評価分析(コンサルタント)

#### ③ 便宜供与内容

当機構ホンジュラス事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
なし
- イ) 宿舍手配  
あり
- ウ) 車両借上げ  
全行程に対する移動車両の提供(機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上  
西語⇄日本語の通訳を提供(5/30から6/3のみ)
- オ) 現地日程のアレンジ  
現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及びプロジェクト専門家やC/Pの同行
- カ) 執務スペースの提供  
プロジェクトオフィス内の執務スペース提供(ネット環境あり)

### (2) 参考資料

- ① 本業務に関する資料は当機構産業開発・公共政策部行財政・金融課(TEL:03-5226-6919)にて閲覧できます。提供できる資料は以下の通り:
  - ・西部地域・開発能力強化プロジェクト 事後現状調査報告書
  - ・地方開発のための自治体能力強化プロジェクト 詳細計画策定調査報告書
  - ・地方開発のための自治体能力強化プロジェクト 中間レビュー報告書
- ② 本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。
  - ・プロジェクト概要(<http://www.jica.go.jp/project/honduras/001/index.html>)

### (3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAホンジュラス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

④ なお、当該業務従事者はスペイン語ができることが望ましい。

以上